

令和元年（2019年）

第3回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2019.8.21 調製

令和元年(2019年)第3回町田市議会定例会日程一覧表

- ※8月21日(水) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※8月23日(金) 正午 一般質問通告締切
 ※8月23日(金) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 8月26日(月) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
8	28	水	本会議 議会運営委員会	第83号議案 } 提案理由説明—質疑—表決 第84号議案 } 第58号議案～第78号議案、 第81号議案、第82号議案、 第85号議案～第92号議案 } 提案理由説明 認定第1号、認定第2号 第79号議案、第80号議案 } 提案理由説明—質疑—付託 常任委員会審査報告 } 質疑—表決	請願・陳情受付締切 午後5時
			常任委員会	建設	
	29	木	議案説明会 全員協議会		
	30	金	議案調査		
	31	⊕			
9	1	⊖			
	2	月	本会議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分
	3	火	本会議	一般質問	
	4	水	本会議	一般質問	
	5	木	本会議	一般質問	
	6	金	本会議	一般質問	
	7	⊕			
	8	⊖			
	9	月	本会議 議会運営委員会	第63号議案～第78号議案、 第81号議案、第82号議案、 第85号議案～第92号議案 第58号議案～第62号議案 } 質疑—付託 認定第1号、認定第2号 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	10	火	常任委員会	総務・健康福祉	
	11	水	常任委員会	総務・健康福祉	
	12	木	常任委員会	文教社会・建設	
	13	金	常任委員会	文教社会・建設	総務常任委員会・健康福祉 常任委員会の決算附帯 決議提出締切 午後零時50分
	14	⊕			
	15	⊖			
	16	⊖			

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
9	17	火	常任委員会	常任委員会予備日	
	18	水	常任委員会	総務・健康福祉（意見集約）	文教社会常任委員会・建設常任委員会の決算附帯決議提出締切 午後零時50分
	19	木	議事整理		
	20	金	常任委員会	文教社会・建設（意見集約）	委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の議員提出議案提出締切 午後零時50分
	21	⊕			
	22	⊖			
	23	⊕			
	24	火	議事整理		
	25	水	議事整理		
	26	木	議事整理		
	27	金	議事整理		
	28	⊕			
	29	⊖			
30	月	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 _____ 質疑 _____ 表決 議員提出議案 _____ 提案理由説明 _____ 質疑 _____ 表決 請願及び陳情の付託報告		

令和元年第3回定例会は、8月28日（水）に招集され、9月30日（月）までの34日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算5件、条例16件、その他が16件となっています。

予算案は、令和元年度（2019年度）町田市一般会計補正予算（第2号）などが上程されています。条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

第58号議案 令和元年度（2019年度）町田市一般会計補正予算（第2号）

第59号議案 令和元年度（2019年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

第60号議案 令和元年度（2019年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第61号議案 令和元年度（2019年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

第62号議案 令和元年度（2019年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

第63号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

※成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴い、関係する条例（5本）の規定を一括して整理するため、制定するものです。

第64号議案 町田市印鑑条例の一部を改正する条例

※住民基本台帳法施行令等の改正（2019年11月5日施行）に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第65号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例

※町田市立総合体育館メインアリーナ壁面に大型映像装置を設置することに伴い、附属設備の利用料金を設定するため、所要の改正をするものです。

第66号議案 町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

※災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 6 7 号議案 町田市授産センター条例の一部を改正する条例

※町田市授産センター内の授産場を廃止することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 6 8 号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

※すべての市立小学校の敷地内又は隣接地に学童保育クラブの設置が完了したことに伴い、つるっこ学童保育クラブを閉所するため、所要の改正をするものです。

第 6 9 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

※子ども・子育て支援法等の改正及び東京都の多子世帯負担軽減補助事業の実施に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 0 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※子ども・子育て支援法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 1 号議案 町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例

※子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 7 2 号議案 町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

※2019年10月開始の幼児教育・保育の無償化に伴い、実費の取扱いである食費相当分の金額については、規則で定めるため、所要の改正をするものです。

第 7 3 号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 4 号議案 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

※町田リサイクル文化センターの廃止後、新たに設置する一般廃棄物処理施設の名称を規定するため、及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 7 5 号議案 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業施行に関する条例

※町田市が施行する土地区画整理事業「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業」の施行規程を条例で定めるため、制定するものです。

第 7 6 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※指定管理者が管理をする有料公園施設等について、指定管理者が指定されていない期間は、市長が管理をするため、所要の改正をするものです。

第 7 7 号議案 町田市下水道事業の設置等に関する条例

※下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、制定するものです。

第 7 8 号議案 町田市下水道事業審議会条例

※下水道事業の計画や運営を審議する町田市下水道事業審議会を設置するため、制定するものです。

第 7 9 号議案 町田市立陸上競技場観客席増設工事請負契約

※町田市 5 ヶ年計画 17-21 の重点事業に基づき、プロスポーツなどの大きなスポーツ大会に対応することを目的に、増設観客席の整備をするため、工事請負契約を締結するものです。

第 8 0 号議案 町田市立陸上競技場観客席増設電気設備工事請負契約

※町田市 5 ヶ年計画 17-21 の重点事業に基づき、プロスポーツなどの大きなスポーツ大会に対応することを目的に、増設観客席の電気設備を整備するため、工事請負契約を締結するものです。

第 8 1 号議案 野津田公園拡張区域整備工事（その 1）請負契約

※町田市第二次野津田公園整備基本計画に基づき、野津田公園北側拡張区域に多目的グラウンドを整備するため、工事請負契約を締結するものです。

第 8 2 号議案 鶴間公園整備工事（その 2）請負契約の変更契約

※関連工事間での工事間調整及び、関係機関協議等に伴い出入口位置及び形状変更が生じ、テニスコート及びグラウンド整備の工事着手が遅れたことから、工期の変更契約を締結するものです。

第 8 3 号議案 生活保護法第 6 3 条に基づく返還金に係る訴訟の提起について

※生活保護費を受給していた者に対し、生活保護費の返還を求めため、生活保護法第 63 条に基づく返還金に係る訴訟を提起するものです。

第 8 4 号議案 生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

※生活保護費を受給していた者に対し、生活保護費の返還を求めため、生活保護法第 78 条に基づく徴収金及び地方自治法施行令第 159 条に基づく戻入金に係る訴訟を提起するものです。

第 8 5 号議案 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法

※住所をわかりやすくするため、金井町・藤の台団地地区（金井町・本町田）に

ついて、住居表示実施区域及びその方法を定めるものです。

第 8 6 号議案 町区域の新設及び変更

※住居表示を実施するため、金井町・藤の台団地地区（金井町・本町田）及びその周辺地域において、町区域の新設及び変更をするものです。

第 8 7 号議案 市道路線の認定について

※開発行為により築造された道路、私道移管事業や寄附により町田市に移管された道路、東京都から移管予定の道路及び事業により築造予定の道路を市道として認定するものです。

第 8 8 号議案 市道路線の廃止について

※道路として機能のない路線及び他の路線と重複している路線を廃止するものです。

第 8 9 号議案 三輪子どもクラブの指定管理者の指定について

※三輪子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 0 号議案 原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場の指定管理者の指定について

※原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 1 号議案 町田市小野路宿里山交流館の指定管理者の指定について

※町田市小野路宿里山交流館を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 2 号議案 薬師池西公園・薬師池公園駐車場の指定管理者の指定について

※薬師池西公園・薬師池公園駐車場を管理する指定管理者を指定するものです。

【認定】

認定第 1 号 平成 3 0 年度(2018年度)町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

※地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

認定第 2 号 平成 3 0 年度(2018年度)町田市病院事業会計決算認定について

※地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

令和元年度（2019年度）

9月補正予算

9月補正予算の概要

9月補正予算では、鶴川駅北口交通広場の整備を進めるとともに、鶴川駅南土地区画整理事業を実施し、鶴川駅周辺の再整備を推進します。

また、東京都が創設した補助制度を活用し、空家の敷地有効活用策の研究等を行うことで、市内における空家対策をさらに推進していきます。

さらに、国による就学援助費及び就学奨励費の入学準備金の単価増に準じた支給を行い、子育て・教育環境の充実を図ります。

そのほか、熱回収施設等整備運営事業における公共工事設計労務単価等の改定などに伴う増額補正や、前年度決算額の確定に伴う補正を行います。

一般会計	26億2,913万8千円
特別会計	16億2,466万6千円
計	42億5,380万4千円

補正予算の主な内容

1 暮らしやすいまちづくりのために

- ・鶴川駅周辺街づくり事業 2,661万円
- ・空家の敷地活用策等検討調査事業 997万円
- ・熱回収施設等整備運営事業(債務負担行為の設定) 0円

2 子育て・教育環境のさらなる充実を目指して

- ・小・中学校入学準備金支給事業 1,620万円

3 その他

- ・指定喫煙所改修事業 2,634万円
- ・各種基金積立(一般会計分) 15億5,918万円

2019年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		161,916,941	59.1	2,629,138	164,546,079	59.1
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	41,288,734	15.1	671,710	41,960,444	15.1
	下 水 道 事 業 会 計	9,483,085	3.4	17,718	9,500,803	3.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	34,324,516	12.5	827,408	35,151,924	12.6
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	11,445,451	4.2	107,830	11,553,281	4.2
	病 院 事 業 会 計	15,559,294	5.7	—	15,559,294	5.6
	収 益 的	14,594,679	5.4	—	14,594,679	5.3
	資 本 的	964,615	0.3	—	964,615	0.3
	小 計	112,101,080	40.9	1,624,666	113,725,746	40.9
合 計		274,018,021	100.0	4,253,804	278,271,825	100.0

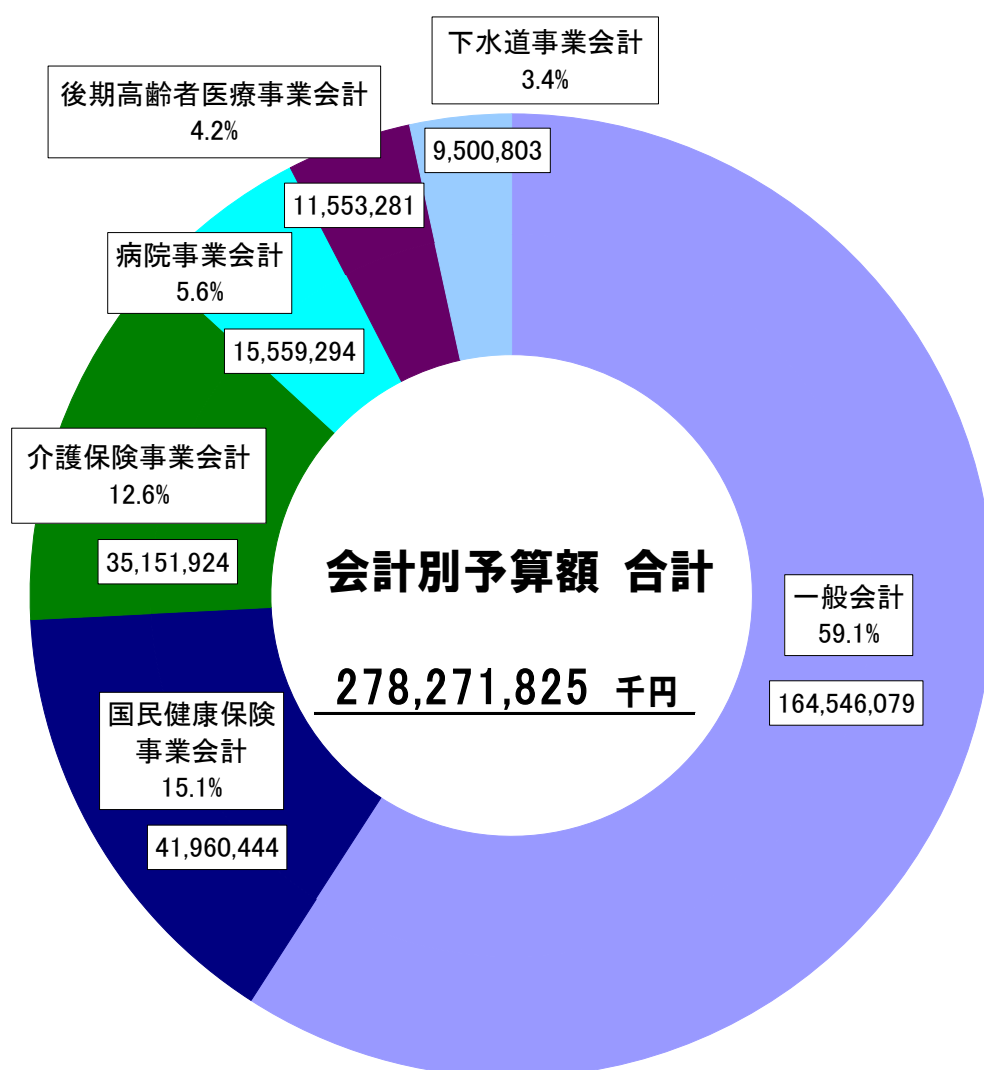
【概要】

- 一般会計の補正額は26億2,913万8千円で、補正後の全会計予算総額2,782億7,182万5千円に対する一般会計の構成比は59.1%です。
- 特別会計の補正は、2018年度決算の確定に伴う繰越金、及び清算に伴う返還金等を計上し、補正額は16億2,466万6千円です。

2019年度 会計別予算構成

<9月補正後>

(単位:千円)



2019年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	68,099,863	42.1	—	68,099,863	41.4
2. 地 方 譲 与 税	707,601	0.4	—	707,601	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	106,000	0.1	—	106,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	475,500	0.3	—	475,500	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金	318,000	0.2	—	318,000	0.2
6. 地方消費税交付金	6,453,000	4.0	—	6,453,000	3.9
7. ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.0	—	38,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	191,001	0.1	—	191,001	0.1
9. 環境性能割交付金	130,000	0.1	—	130,000	0.1
10. 地方特例交付金	840,706	0.5	—	840,706	0.5
11. 地方交付税	2,458,000	1.5	—	2,458,000	1.5
12. 交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	—	50,000	0.0
13. 分担金及び負担金	1,204,681	0.8	—	1,204,681	0.7
14. 使用料及び手数料	3,505,490	2.2	—	3,505,490	2.1
15. 国庫支出金	31,707,577	19.6	23,548	31,731,125	19.3
16. 都支出金	21,766,257	13.4	36,309	21,802,566	13.3
17. 財産収入	681,436	0.4	30,544	711,980	0.4
18. 寄附金	93,693	0.1	—	93,693	0.1
19. 繰入金	5,555,791	3.4	1,126,653	6,682,444	4.1
20. 繰越金	1,000,000	0.6	1,398,844	2,398,844	1.4
21. 諸収入	3,257,745	2.0	240	3,257,985	2.0
22. 市債	13,276,600	8.2	13,000	13,289,600	8.1
歳入合計	161,916,941	100.0	2,629,138	164,546,079	100.0

【概要】

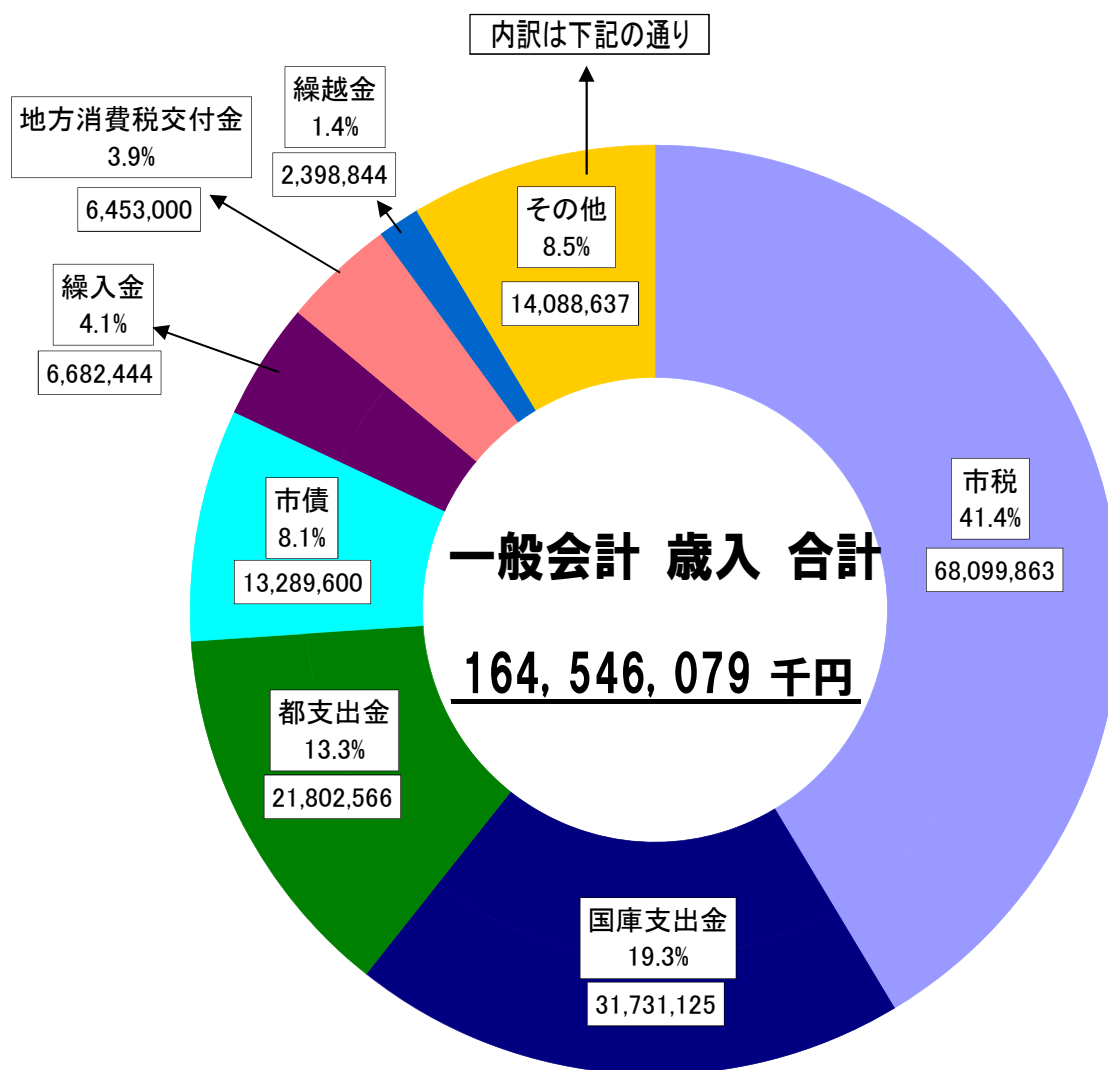
9月補正予算の主なもの

- 款15.国庫支出金 生活保護費負担金(0.2億円)
- 款16.都支出金 受動喫煙防止対策喫煙環境整備事業費補助金(0.3億円)
- 款17.財産収入 土地売払収入(0.3億円)
- 款19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(8.3億円)
介護保険事業会計繰入金(1.9億円)
後期高齢者医療事業会計繰入金(0.7億円)
下水道事業会計繰入金(0.4億円)
- 款20.繰越金 前年度繰越金(14.0億円)
- 款22.市債 道路整備事業債(0.1億円)

2019年度 一般会計 歳入予算内訳

<9月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

使用料及び手数料	3,505,490	株式等譲渡所得割交付金	318,000
諸収入	3,257,985	自動車取得税交付金	191,001
地方交付税	2,458,000	環境性能割交付金	130,000
分担金及び負担金	1,204,681	利子割交付金	106,000
地方特例交付金	840,706	寄附金	93,693
財産収入	711,980	交通安全対策特別交付金	50,000
地方譲与税	707,601	ゴルフ場利用税交付金	38,000
配当割交付金	475,500		

2019年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	682,145 (0.4%)	—	682,145 (0.4%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	15,832,475 (9.8%)	1,559,175	17,391,650 (10.5%)	—	—	—	115,357	1,443,818
3. 民生費	81,257,571 (50.2%)	851,752	82,109,323 (49.9%)	—	—	—	240	851,512
4. 衛生費	15,857,919 (9.8%)	165,386	16,023,305 (9.7%)	—	26,343	—	—	139,043
5. 労働費	39,130 (0.0%)	—	39,130 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	417,518 (0.3%)	—	417,518 (0.3%)	—	—	—	—	—
7. 商工費	3,582,290 (2.2%)	—	3,582,290 (2.2%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	17,512,549 (10.8%)	36,575	17,549,124 (10.7%)	—	9,966	13,000	—	13,609
9. 消防費	5,142,013 (3.2%)	—	5,142,013 (3.1%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	14,324,605 (8.8%)	16,250	14,340,855 (8.7%)	150	—	—	—	16,100
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6	—	—	—	—	—
12. 公債費	7,168,720 (4.4%)	—	7,168,720 (4.4%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	161,916,941 (100.0%)	2,629,138	164,546,079 (100.0%)	150	36,309	13,000	115,597	2,464,082

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 財政調整基金積立金(12.5億円)、退職手当基金積立金(3.0億円)
- 款3.民生費 国・都支出金返還金(10.6億円)、国民健康保険事業会計繰出金(△2.1億円)
- 款4.衛生費 清掃工場施設修繕料(1.2億円)、指定喫煙所パーテーション改修工事費(0.3億円)
国・都支出金返還金(0.2億円)
- 款8.土木費 鶴川駅周辺用地購入費(0.2億円)、鶴川駅北口広場不動産鑑定委託料等(0.1億円)
空家特定手法及び敷地活用策検討調査支援委託料(0.1億円)
- 款10.教育費 就学援助費・就学奨励費(0.2億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
追加: 熱回収施設等整備運営事業その2(2019~2024年度/15.3億円/15.6億円)
南町田駅前連絡所借上事業(2019~2022年度/0.3億円/0.3億円)

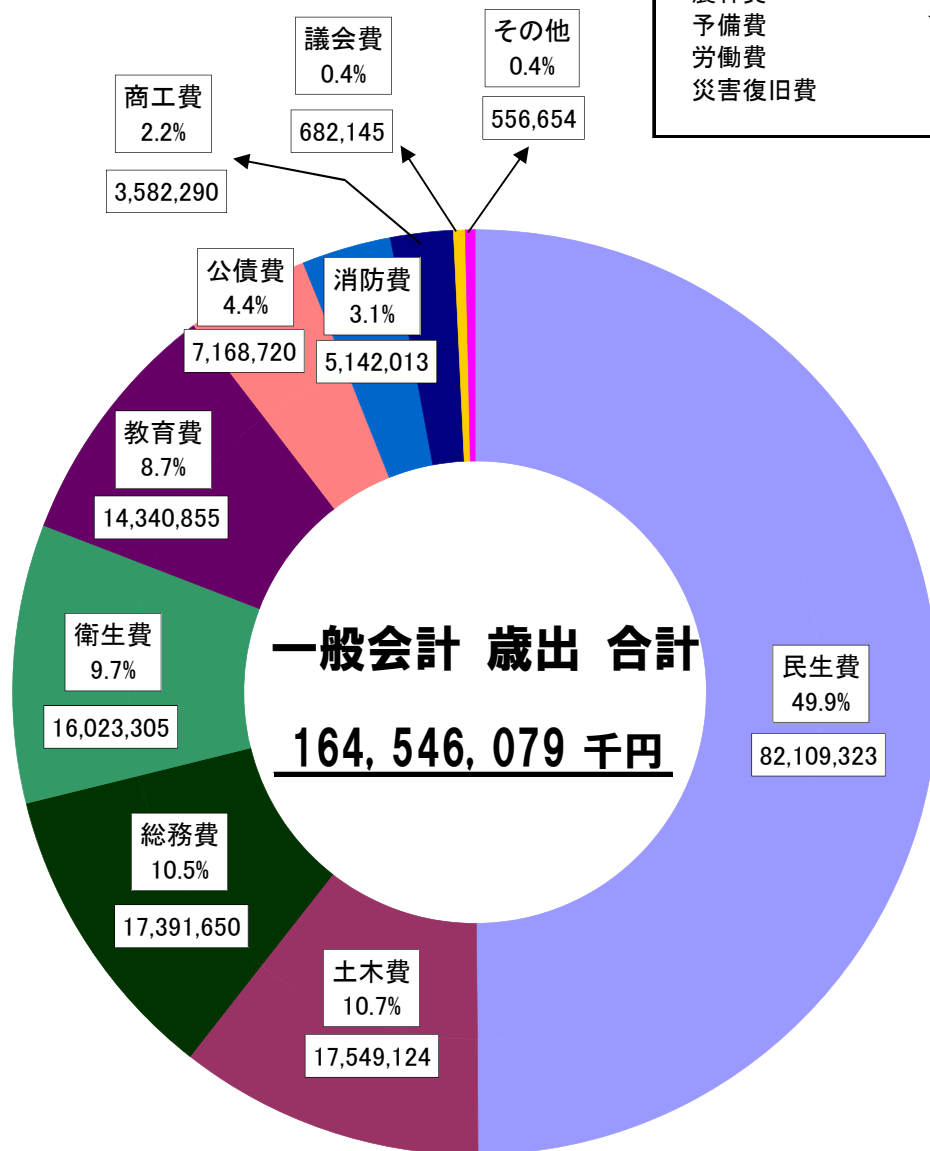
2019年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<9月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	417,518
予備費	100,000
労働費	39,130
災害復旧費	6



2019年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,731,078	14.0	—	22,731,078	13.8
	職 員 給 与 費	19,093,942	11.8	—	19,093,942	11.6
	特別職給与費等	3,626,802	2.2	—	3,626,802	2.2
	扶 助 費	52,367,188	32.3	16,196	52,383,384	31.8
	公 債 費	7,168,719	4.5	—	7,168,719	4.4
	計	82,266,985	50.8	16,196	82,283,181	50.0
投 資 的 経 費		20,341,294	12.6	41,470	20,382,764	12.4
そ の 他 経 費	物 件 費	26,116,174	16.1	21,448	26,137,622	15.9
	維 持 補 修 費	970,026	0.6	118,732	1,088,758	0.7
	補 助 費 等	13,820,971	8.5	1,080,677	14,901,648	9.0
	繰 出 金	17,519,534	10.8	△ 208,560	17,310,974	10.5
	出 資 金 ・ 貸 付 金	601	0.0	—	601	0.0
	積 立 金	781,356	0.5	1,559,175	2,340,531	1.4
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	59,308,662	36.6	2,571,472	61,880,134	37.6
歳 出 合 計		161,916,941	100.0	2,629,138	164,546,079	100.0

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 扶助費 就学援助費・就学奨励費(0.2億円)
- 投資的経費 指定喫煙所パーテーション改修工事費(0.3億円)、鶴川駅周辺用地購入費(0.2億円)
- 物件費 鶴川駅北口広場不動産鑑定委託料等(0.1億円)
- 維持補修費 清掃工場施設修繕料(1.2億円)
- 補助費等 国・都支出金返還金(10.8億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(△2.1億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(12.5億円)、退職手当基金積立金(3.0億円)

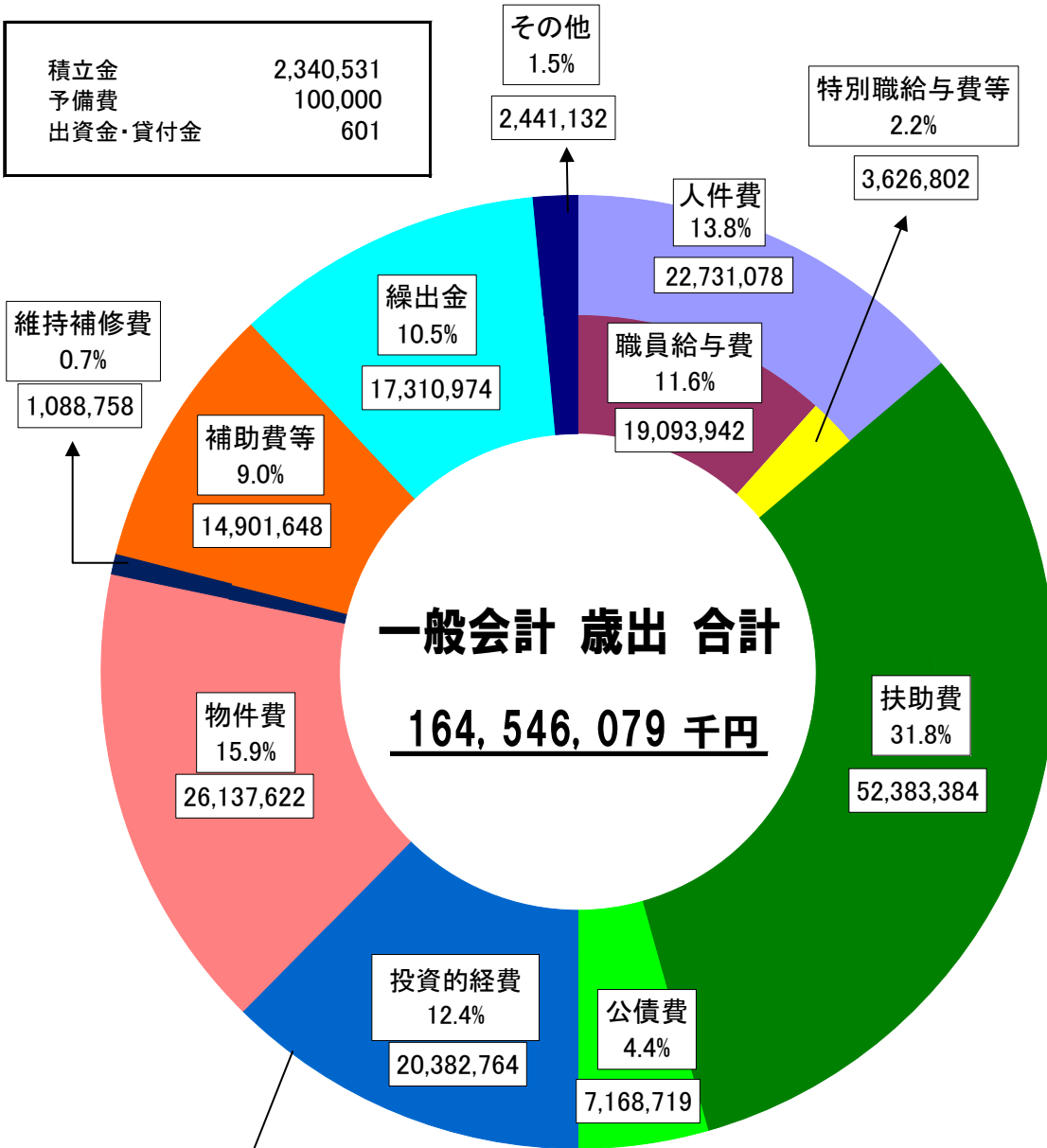
2019年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<9月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	2,340,531
予備費	100,000
出資金・貸付金	601



投資的経費 内訳

総務費	2,544,364	土木費	9,250,801
民生費	1,155,448	消防費	263,547
衛生費	4,159,851	教育費	2,875,451
農林費	101,373	災害復旧費	6
商工費	31,923		

議案概要

議案名	第63号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
<p>【議案提出の目的】 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴い、関係する条例（5本）の規定を一括して整理するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 地方公務員の欠格条項[※]として定められていた「成年被後見人及び被保佐人」の規定が削除されたことに伴い、当該規定を引用する以下の5本の条例について、引用箇所を削る等の改正を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 町田市一般職の職員の給与に関する条例・ 町田市職員退職手当支給条例・ 町田市職員の分限に関する条例・ 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例・ 町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 <p>○ 2019年12月14日から施行します。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条（地方公務員法の一部改正）</p> <p>※ 「欠格条項」とは、地方公務員になることができず、競争試験や選考試験も受けることができない要件のことをいい、具体的には、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」や「当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者」等があります。</p>			
問合せ先	総務部 職員課長 老沼	電話	724-2199

議案概要

議案名	第64号議案 町田市印鑑条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 住民基本台帳法施行令等の改正（2019年11月5日施行）に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住民票に旧氏の記載が可能となるよう住民基本台帳法施行令等が改正されたことに伴い、印鑑登録についても、旧氏での登録を可能とします。○ 2019年11月5日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令			
問合せ先	市民部 市民課長 白川	電話	724-2123

議案概要

議案名	第65号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例
-----	----------------------------

【議案提出の目的】

町田市立総合体育館メインアリーナ壁面に大型映像装置を設置することに伴い、附属設備の利用料金を設定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 新設する大型映像装置の利用料金を設定します。

	利用料金	
利用単位	・スポーツに利用する場合で入場料の徴収等をしない場合	・スポーツに利用する場合で入場料の徴収等をする場合 ・その他の事業等に利用する場合
1時間	2,500円	5,000円

- 大型映像装置を利用して広告を表示する場合は、1興行につき広告1件あたり7,000円を加算します。
- 2019年12月16日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

【改正により何がかわるか】

- メインアリーナに大型映像装置を設置することで、アマチュアスポーツからトップスポーツの大会まで、ズームアップ映像やリプレイ映像を映すことが可能になり、会場の一体感の醸成や更なる盛り上げに効果を発揮します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックに関連したパブリックビューイングの開催、海外チームとの交流イベントや大規模大会のセレモニーの放映等、オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成を図ります。

<イメージ図>



※ メインアリーナ2階部分の壁面に、左右対称に2基設置します。

<規格>

- ・ 画面サイズ：5,280（幅）×2,880（高）mm（236.8インチ）
- ・ 素子構成・LEDピッチ：高輝度フルカラー・6mm

問合せ先	文化スポーツ振興部スポーツ振興課長 石田	電話	724-4036
------	----------------------	----	----------

議案概要

議案名	第66号議案 町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 保証人、貸付利率、償還方法について改正します。

改正前		改正後	
保証人	必置	任意	
貸付利率	据置期間(3年間):無利子	保証人 有	無利子
	据置期間経過後:3%	保証人 無	据置期間(3年間):無利子 据置期間経過後:1%
償還方法	年賦又は半年賦	年賦、半年賦又は月賦	

○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律
- 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令
- 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

【改正により何が変わるか】

○ 災害援護資金の貸付条件が緩和され、貸付けが受けやすくなります。

問合せ先	地域福祉部 福祉総務課長 吉本	電話	724-2537
------	-----------------	----	----------

議案概要

議案名	第67号議案 町田市授産センター条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市授産センター内の授産場※を廃止することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町田市授産場に関する規定を削ります。○ 2020年4月1日から施行します。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 授産場を廃止した後は、同センター内の美術工芸館で提供している障がい者の生活介護の拡充を検討していきます。 <p>※ 授産場とは、就職が困難な障がい者や高齢者等に対し、就労の機会を提供することで、自立及び社会参加の促進を図る施設です。就労の多様化に伴い、全国的にも減少しています。</p>			
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 中島	電話	724-2147

議案概要

議案名	第68号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 すべての市立小学校の敷地内又は隣接地に学童保育クラブの設置が完了したことに伴い、つるっこ学童保育クラブを閉所するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ つるっこ学童保育クラブに関する規定を削ります。○ 2022年4月1日から施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2005年、つるっこ学童保育クラブは、どの小学校に通っていても利用できるクラブとして、子どもセンターつるっこ内に開所しました。○ 開所した当時は、周辺には学童保育クラブが未設置の小学校があり、また、学童保育クラブを利用する児童数が増加していたこととも重なり、つるっこ学童保育クラブでは多くの児童を受け入れてきました。○ 2009年度には、すべての小学校区に学童保育クラブの設置が完了しました。○ 2016年度には、すべての小学校において、敷地内又は隣接地に学童保育クラブの設置が完了しました。			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-2182

議案概要

議案名	第69号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

子ども・子育て支援法等の改正及び東京都の多子世帯負担軽減補助事業の実施に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 3歳児から5歳児までの子どもに係る利用者負担額等を無料にします。
- 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担額等を無料にします。
- きょうだい児がいる場合の利用者負担額等に関する規定を整備します。
- 2019年10月1日から施行します。

【議案の法的根拠】

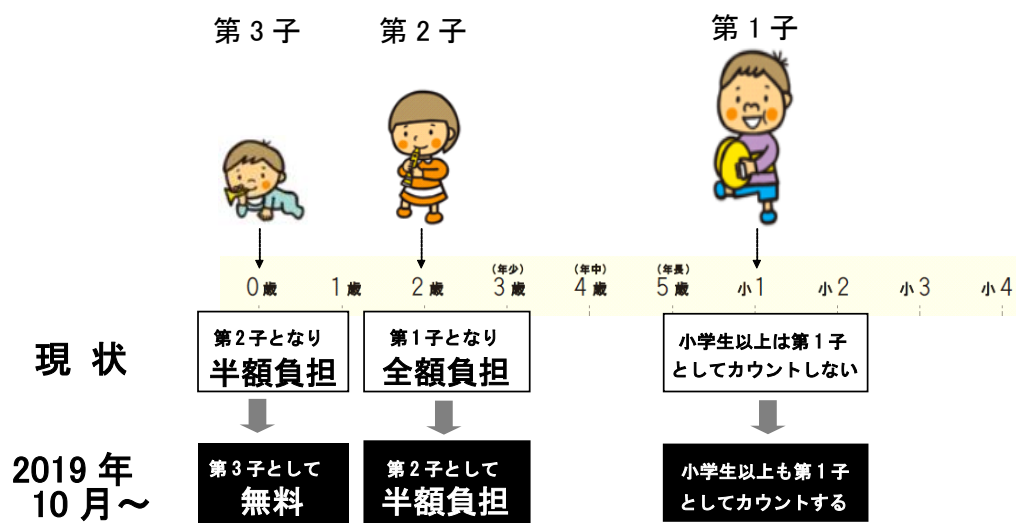
- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

【改正により何がかわるか】

- 利用者負担額等が次のとおりとなります。

	住民税非課税世帯	左記以外の世帯
0～2歳児	無料	住民税額に応じた負担額
3～5歳児	無料	無料

- 0～2歳児のうち、住民税額に応じた負担額が発生する世帯のきょうだい児については、年齢要件及び在籍要件を問わず、第2子が半額、第3子が無料となります。



問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 櫻井	電話	724-2138
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第70号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 子ども・子育て支援法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 保育所における3歳児から5歳児までの子どもの給食費については、保育所が保護者から支払を受けることができることとします。○ 保育所及び幼稚園における3歳児から5歳児までの子どもの給食費について、「年収360万円未満相当世帯」及び「第3子以降として認定される子ども」は免除されます。○ 2019年10月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 櫻井	電話	724-2138

議案概要

議案名	第71号議案 町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】 ○ 条例の規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めます。</p> <p>○ 2019年10月1日から施行します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律</p>			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 市川	電話	724-4468

議案概要

議案名	第72号議案 町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 2019年10月開始の幼児教育・保育の無償化に伴い、実費の取扱いである食費相当分の金額については、規則で定めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 食費相当分の料金の規定を削り、現行の料金について、実際の食材料費としてかかる実費相当額に改定した上で、規則で定めます。○ 2019年10月1日から施行します。			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 市川	電話	724-4468

議案概要

議案名	第73号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 家庭的保育事業者等[※]が確保する連携施設の猶予期間について、条例施行日後「5年間」を「10年間」に延長し、2025年3月31日までとします。○ 家庭的保育事業者等が、市が認める認可外保育施設を卒園後の受け入れ連携協力者として確保している場合は、卒園後の受け入れ連携施設の確保を免除します。○ 家庭的保育者の居宅で行われる家庭的保育事業のみを対象としていた自園調理による食事の提供に関する規定の適用の猶予期間（条例施行日後「5年間」を「10年間」）を、家庭的保育者の居宅以外で行われる家庭的保育事業についても対象とします。○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 <p>※ 「家庭的保育事業者等」とは、0歳児から2歳児までの保育を行う者をいい、具体的には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う者をいいます。</p>			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 市川	電話	724-4467

議案概要

議案名	第74号議案 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田リサイクル文化センターの廃止後、新たに設置する一般廃棄物処理施設の名称を規定するため、及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新たな一般廃棄物処理施設の名称を「町田市バイオエネルギーセンター」とします。○ 公布の日から起算して、2年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。 ○ 一般廃棄物処理業の許可について、「成年被後見人及び被保佐人」の規定が改められたことに伴い、引用箇所を整理します。○ 2019年12月14日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第169条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）			
問合せ先	環境資源部 環境政策課長 宮坂	電話	724-4379

議案概要

議案名	第75号議案 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業施行に関する条例
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市が施行する土地区画整理事業「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業」の施行規程を条例で定めるため、制定するものです。

【議案の内容】

- 土地区画整理事業の名称、施行地区等、土地区画整理法第53条第2項の規定により施行規程として条例で記載すべき事項を定めます。
- 土地区画整理法第55条第9項に規定する公告日（2020年3月予定）から施行します。

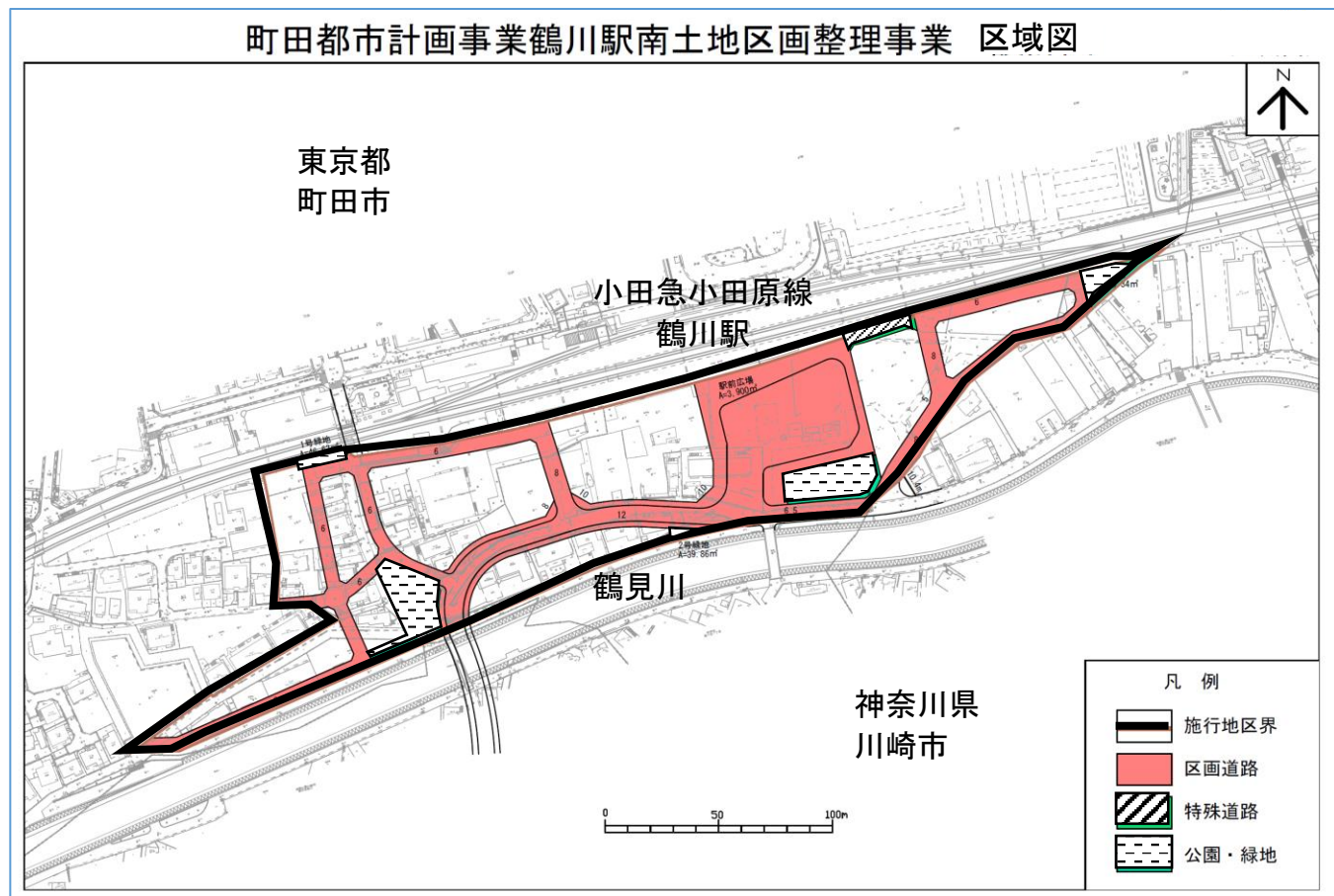
【土地区画整理事業の概要】

- 事業の名称 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業
- 地区面積 約2.6ha
- 事業決定 2020年3月（予定）
- 施行期間 2020年3月（予定）から2032年3月（予定）まで

【議案の法的根拠】

- 土地区画整理法第53条第1項（施行規程）

【区域】



問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 原田	電話	724-4214
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第76号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 指定管理者が管理をする有料公園施設等について、指定管理者が指定されていない期間は、市長が管理をするため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 指定管理者を指定するまでの期間については、有料公園施設等を市長が管理し、使用料を徴収する等の規定を加えます。○ 2019年10月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法 225 条（使用料）○ 地方自治法 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397

議案概要

議案名	第77号議案 町田市下水道事業の設置等に関する条例		
<p>【議案提出の目的】 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 下水道事業の設置について、地方公営企業法の財務規定等を適用するため、次に掲げる事項等を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 重要な資産の取得及び処分・ 議会の同意を要する賠償責任の免除・ 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等・ 会計事務の処理・ 業務状況説明書類の作成 <p>○ 2020年4月1日から施行します。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方公営企業法第4条（地方公営企業の設置）</p> <p>【制定により何が変わるか】</p> <p>○ 本条例の制定により公営企業会計が導入されることとなります。</p> <p>○ 地方公営企業法に基づく全国共通の財務諸表を用いることにより、経営状況が明確化されます。これにより、全国の他の公営企業との比較が可能となり、経営成績や財政状態をより正確に評価・分析することができるようになります。</p> <p>○ 経営成績や財政状態の評価・分析を活用し、中長期的な経営に関する基本計画を策定することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資することができます。</p>			
問合せ先	下水道部 下水道総務課長 今國	電話	724-4290

議案概要

議案名	第78号議案 町田市下水道事業審議会条例		
<p>【議案提出の目的】 下水道事業の計画や運営を審議する町田市下水道事業審議会を設置するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 町田市下水道事業審議会の設置及び運営について、必要な事項を定めます。</p> <p>＜審議会の所掌事務＞</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道事業の計画及び運営に関する事項・その他市長が必要と認める事項 <p>＜委員構成＞</p> <ul style="list-style-type: none">・学識経験を有する者 4人以内・下水道事業関係団体の代表 4人以内・公募市民 2人以内 <p>○ 2020年4月1日から施行します。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法第138条の4第3項(附属機関)○ 地方自治法第202条の3(附属機関)			
問合せ先	下水道部 下水道総務課長 今國	電話	724-4287

議案概要

議案名	第79号議案 町田市立陸上競技場観客席増設工事請負契約
------------	------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市5ヵ年計画17-21の重点事業に基づき、プロスポーツなどの大きなスポーツ大会に対応することを目的に、増設観客席の整備をするため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

- ・ 既存建物等の解体工事：鉄骨造平屋建て 326.66 m²
- ・ 陸上競技場バックスタンドの増築工事：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階建
延床面積 6,491.87 m²
増設観客席 4,717席（うち車いす利用者用客席108席）
※工事後の総観客席 15,489席
（うち車いす利用者用客席184席）

・ 上記に伴う外構工事



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田市立陸上競技場観客席増設工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 3,281,077,800円
- 契約相手方 東京都豊島区长崎五丁目1番34号
西武建設株式会社 東京支店
取締役執行役員支店長 加藤 智之
- 工 期 契約確定の日から2021年2月15日まで

問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本	電話	724-2523
	（工事内容）財務部 営繕課長 田中		724-1293
	（事業内容）都市づくり部 公園緑地課長 新		724-4398

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第80号議案 町田市立陸上競技場観客席増設電気設備工事請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市5ヵ年計画17-21の重点事業に基づき、プロスポーツなどの大きなスポーツ大会に対応することを目的に、増設観客席の電気設備を整備するため、工事請負契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備工事 ・幹線動力設備工事 ・電灯設備工事 ・コンセント設備工事 ・弱電設備工事 ・スタジアム音響設備工事 ・防犯カメラ設備工事 ・磁気ループ設備工事 ・大型映像装置用カメラCN盤設備工事 ・非常放送設備工事 ・自動火災報知設備工事 ・雷保護設備工事 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 町田市立陸上競技場観客席増設電気設備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 377,883,000円 ○ 契約相手方 東京都港区芝三丁目24番7号 栗原・協立特定建設工事共同企業体 代表者 栗原工業株式会社 東京本店 取締役本店長 石田 男一 ○ 工期 契約確定の日から2021年2月15日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 田中 (事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-4398</p>

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 野津田公園拡張区域整備工事（その 1）請負契約
------------	--

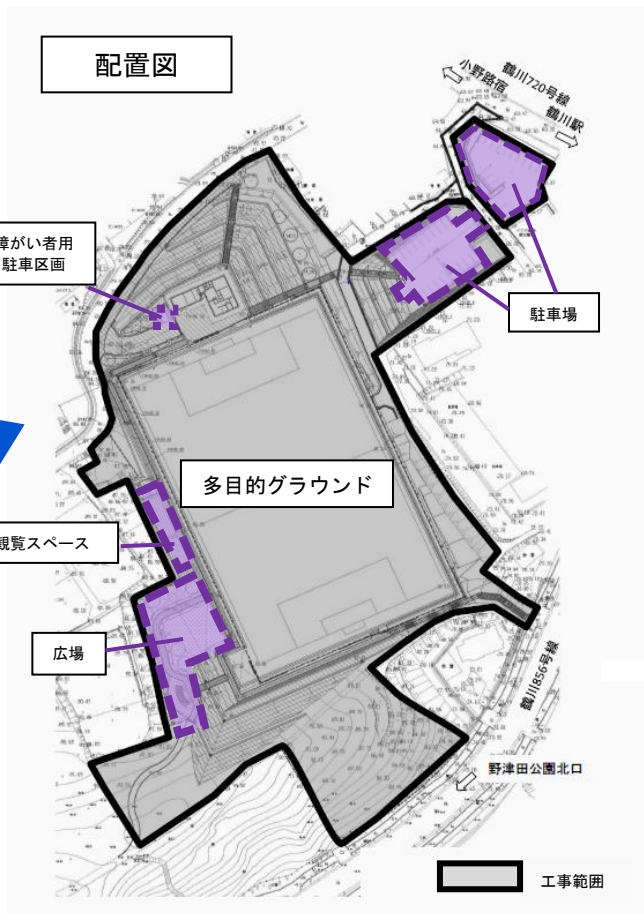
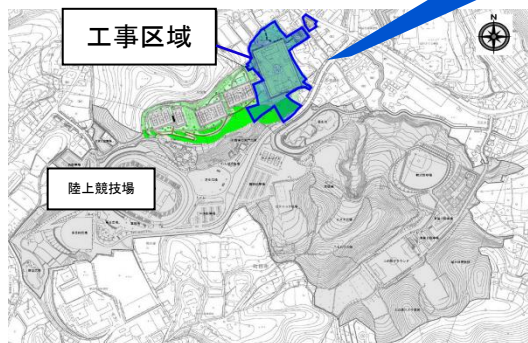
【議案提出の目的】

町田市第二次野津田公園整備基本計画に基づき、野津田公園北側拡張区域に多目的グラウンドを整備するため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

- ・多目的グラウンド新設のための造成工事
グラウンド 縦 113m×横 71m
観覧スペース
- ・広場の整備工事 (880 m²)
芝生広場、パーゴラ（日陰棚）、ベンチ
- ・駐車場、園路の整備工事
35 台の駐車スペース



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 野津田公園拡張区域整備工事（その 1）
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 711,411,030 円
- 契約相手方 東京都立川市柴崎町二丁目 12 番 20 号
大日本・岳大特定建設工事共同企業体
代表者 大日本土木株式会社 立川営業所
所長 吉安 彰
- 工 期 契約確定の日から 2021 年 2 月 26 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-2523 724-4398
-------------	--	-----------	----------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第82号議案 鶴間公園整備工事（その2）請負契約の変更契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 関連工事間での工事間調整及び、関係機関協議等に伴い出入口位置及び形状変更が生じ、テニスコート及びグラウンド整備の工事着手が遅れたことから、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について2019年10月25日を2019年12月26日に変更します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 鶴間公園整備工事（その2） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 867,053,804円 ○ 契約相手方 東京都日野市神明二丁目1番地12 世東工・土屋特定建設工事共同企業体 代表者 世紀東急工業株式会社 多摩営業所 所長 松村 克之 ○ 工期 変更前の工期 2019年4月1日から2019年10月25日まで 変更後の工期 2019年4月1日から2019年12月26日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4398</p>

議案概要

議案名	第 8 3 号議案 生活保護法第 6 3 条に基づく返還金に係る訴訟の提起について		
<p>【議案提出の目的】 生活保護費を受給していた者に対し、生活保護費の返還を求めるため、生活保護法第 63 条に基づく返還金に係る訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 生活保護費を受給していた者が生活保護費受給中に取得した財産について、支給済みの生活保護費相当額 6,308,355 円の返還を求めて訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起） ○ 生活保護法第 63 条（費用返還義務）</p>			
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 中村	電話	724-3295

議案概要

議案名	第 8 4 号議案 生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について		
<p>【議案提出の目的】 生活保護費を受給していた者に対し、生活保護費の返還を求めため、生活保護法第 78 条に基づく徴収金及び地方自治法施行令第 159 条に基づく戻入金に係る訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 生活保護費を受給していた者が生活保護費受給中の就労収入について、過少に申告していたため、支給済みの生活保護費相当額 2,815,840 円の返還を求めて訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起） ○ (2014 年 7 月 1 日改正前)生活保護法第 78 条（費用の徴収） ○ 地方自治法施行令第 159 条（誤払金等の戻入）</p>			
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 中村	電話	724-3295

議案概要

議案名	第 8 5 号議案 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法
-----	--

【議案提出の目的】

住所をわかりやすくするため、金井町・藤の台団地地区（金井町・本町田）について、住居表示実施区域及びその方法を定めるものです。

【議案の内容】

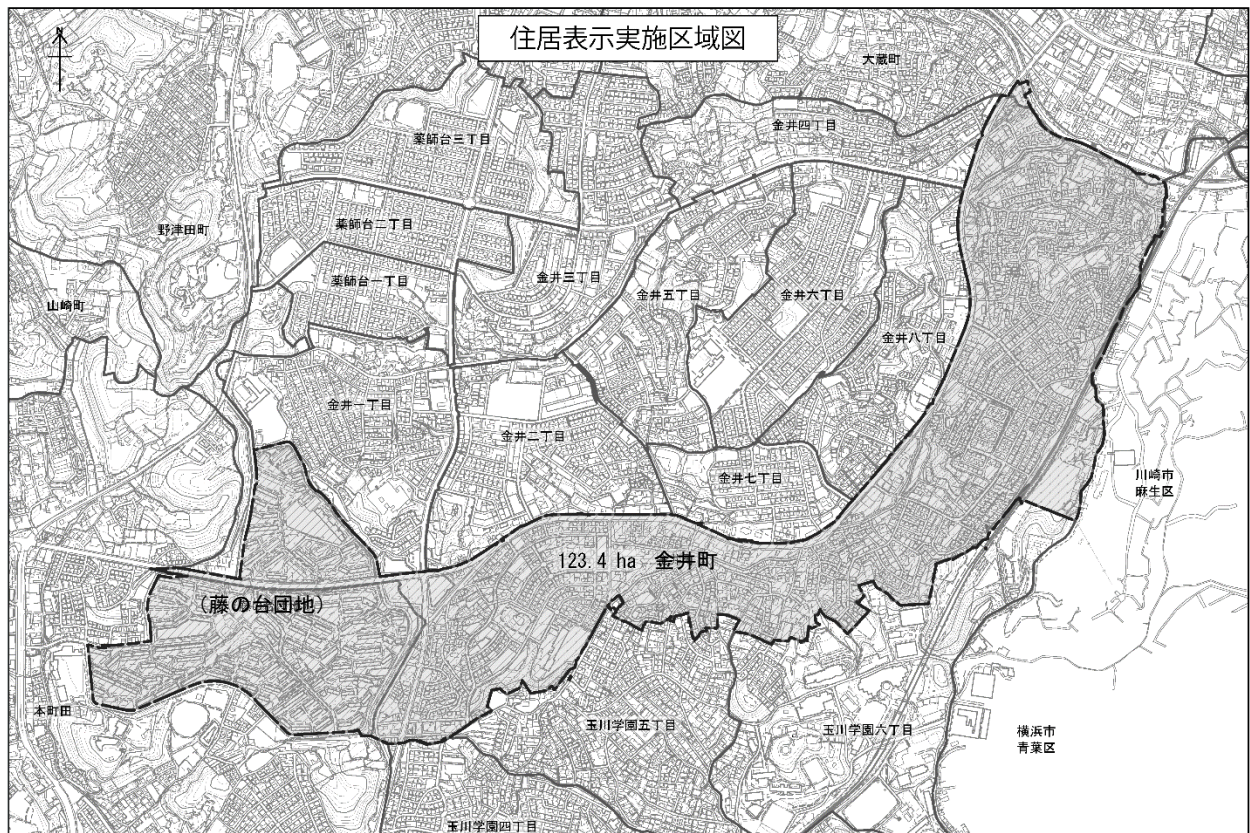
- 住居表示を実施する市街地の区域：金井町・藤の台団地地区（約 123.4ha）
- 住居表示の方法：街区方式

※街区方式：道路、線路や水路などの恒久的施設などで区画された地域につける街区符号及び当該街区内にある建物などにつける住居番号で表示する方法

※住居表示は 2020 年 7 月の実施を予定しています。

【議案の法的根拠】

- 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項（住居表示の実施手続）
（市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。）



問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 荻野	電話	724-4254
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第86号議案 町区域の新設及び変更
-----	-------------------

【議案提出の目的】

住居表示を実施するため、金井町・藤の台団地地区（金井町・本町田）及びその周辺地域において、町区域の新設及び変更をするものです。

【議案の内容】

○ 住居表示を実施する区域とした、金井町・藤の台団地地区（約123.4ha）において、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町区域を新設、変更するとともに、隣接する一部において、町区域の変更並びに字区域の変更及び廃止をするものです。

- ・新しい町名 金井ヶ丘一丁目～五丁目
藤の台一丁目～三丁目

※住居表示は2020年7月の実施を予定しています。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第260条第1項（市町村区域内の町又は字の区域）
 （市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。）

町区域新設等参考図



問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 荻野	電話	724-4254
------	--------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 7 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路、私道移管事業や寄附により町田市に移管された道路、東京都から移管予定の道路及び事業により築造予定の道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 919 号線その他の合計 20 路線 総延長 1,347mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 8 8 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線及び他の路線と重複している路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 412 号線その他の合計 6 路線 総延長 454mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 山下</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第 8 9 号議案 三輪子どもクラブの指定管理者の指定について								
【議案提出の目的】									
三輪子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。									
【議案の内容】									
○ 指定管理者候補者									
団体名 特定非営利活動法人 ワークスコープ									
代表者名 代表理事 田嶋 羊子									
所在地 東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 ISP タマビル									
○ 指定管理者が行う主な業務									
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務									
・ 子どもクラブの使用の承認に関する業務									
・ 施設の維持管理に関する業務									
○ 指定管理期間									
2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日									
○ 施設概要									
<table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="197 1032 408 1066">名 称</td><td data-bbox="408 1032 1070 1066">三輪子どもクラブ</td></tr><tr><td data-bbox="197 1066 408 1099">所 在 地</td><td data-bbox="408 1066 1070 1099">町田市三輪緑山三丁目 25 番地 2</td></tr><tr><td data-bbox="197 1099 408 1155">延床面積</td><td data-bbox="408 1099 1070 1155">491.3 m²</td></tr></tbody></table>				名 称	三輪子どもクラブ	所 在 地	町田市三輪緑山三丁目 25 番地 2	延床面積	491.3 m ²
名 称	三輪子どもクラブ								
所 在 地	町田市三輪緑山三丁目 25 番地 2								
延床面積	491.3 m ²								
【議案の法的根拠】									
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）									
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項（指定管理者の指定等）									
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-4097						

議案概要

議案名	第90号議案 原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第2駐車場の指定管理者の指定について
-----	--

【議案提出の目的】

原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第2駐車場を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

＜タイムズ24株式会社共同事業体＞

（構成団体） タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社

（代表団体） タイムズ24株式会社

代表取締役 西川 光一

所在地 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号

○ 指定管理者が行う業務

- ・ 駐車場の利用の承認等に関すること。
- ・ 駐車場に駐車する自動車の管理に関すること。
- ・ 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。

○ 指定管理期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

○ 施設概要

名称	原町田一丁目駐車場	原町田一丁目第2駐車場
所在地	町田市原町田一丁目6番21号	町田市原町田一丁目7番6号
供用開始日	1980年4月1日	2006年12月8日
構造	鉄骨造地上3階4層（自走式）	屋外平置き式
延床面積	6,989.33 m ²	—
敷地面積	2,383.37 m ²	1,170.47 m ²
収容台数	250台	36台
駐車可能サイズ	長さ4.9m以下、幅1.8m以下 高さ2.0m以下	長さ4.9m以下、幅1.8m以下

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）
- 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例第8条第3項（指定管理者の指定等）

問合せ先	経済観光部 産業政策課長 増山	電話	724-2129
------	-----------------	----	----------

議案概要

議案名	第91号議案 町田市小野路宿里山交流館の指定管理者の指定について																														
【議案提出の目的】																															
町田市小野路宿里山交流館を管理する指定管理者を指定するものです。																															
【議案の内容】																															
○ 指定管理者候補者																															
団体名 特定非営利活動法人 小野路街づくりの会																															
代表者名 理事長 山崎 凱史																															
所在地 東京都町田市小野路町 891 番地 7																															
○ 指定管理者が行う主な業務																															
・観光の振興に資する事業の実施に関すること。																															
・施設の専用利用の承認等に関すること。																															
・施設等の維持管理に関すること。																															
○ 指定管理期間																															
2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間																															
○ 施設概要																															
<table border="1"><tbody><tr><td>名 称</td><td colspan="3">町田市小野路宿里山交流館</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td colspan="3">町田市小野路町 888 番地 1</td></tr><tr><td>開 設 年 月 日</td><td colspan="3">2013年9月29日</td></tr><tr><td>敷 地 面 積</td><td colspan="3">1,508.85 m²</td></tr><tr><td>建物構造・規模</td><td colspan="3">木造平屋建て一部2階建て</td></tr><tr><td>建物延床面積</td><td colspan="3">計 475.32 m²</td></tr><tr><td>建 物 内 訳</td><td colspan="3">主 屋 324.30 m² 事務所 22.52 m² 土 蔵 86.92 m² 製茶場 25.02 m² 味噌蔵 11.02 m² 長屋門 5.54 m²</td></tr></tbody></table>				名 称	町田市小野路宿里山交流館			所 在 地	町田市小野路町 888 番地 1			開 設 年 月 日	2013年9月29日			敷 地 面 積	1,508.85 m ²			建物構造・規模	木造平屋建て一部2階建て			建物延床面積	計 475.32 m ²			建 物 内 訳	主 屋 324.30 m ² 事務所 22.52 m ² 土 蔵 86.92 m ² 製茶場 25.02 m ² 味噌蔵 11.02 m ² 長屋門 5.54 m ²		
名 称	町田市小野路宿里山交流館																														
所 在 地	町田市小野路町 888 番地 1																														
開 設 年 月 日	2013年9月29日																														
敷 地 面 積	1,508.85 m ²																														
建物構造・規模	木造平屋建て一部2階建て																														
建物延床面積	計 475.32 m ²																														
建 物 内 訳	主 屋 324.30 m ² 事務所 22.52 m ² 土 蔵 86.92 m ² 製茶場 25.02 m ² 味噌蔵 11.02 m ² 長屋門 5.54 m ²																														
【議案の法的根拠】																															
○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）																															
○ 町田市小野路宿里山交流館条例第6条第3項（指定管理者の指定等）																															
問合せ先	経済観光部 観光まちづくり課長 中村	電話	724-2128																												

議案概要

議案名	第92号議案 薬師池西公園・薬師池公園駐車場の指定管理者の指定について
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

薬師池西公園・薬師池公園駐車場を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

<NEST Machida>

(構成団体) 株式会社富士植木、日本コンベンションサービス株式会社、株式会社キープ・ウィルダイニング

(代表団体) 株式会社富士植木

代表取締役 ^{なりや}成家 ^{たけし}岳

所在地 東京都千代田区九段南四丁目1番9号



○ 指定管理者が行う主な業務

- ・市立公園の施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- ・有料公園施設の利用の承認等に関すること。

○ 指定管理期間

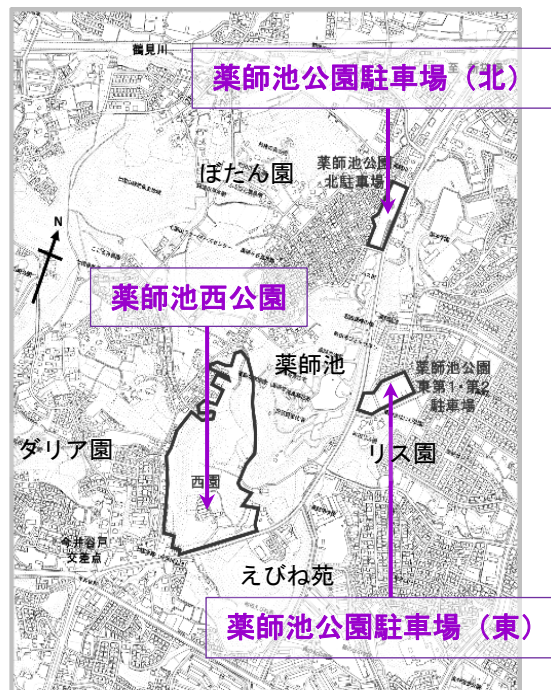
2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

○ 施設概要

名称	薬師池西公園	薬師池公園駐車場
所在地	本町田 3, 101 番地 7	薬師台二丁目 4, 902 番 1
面積	9.0ha	1.3ha (東、北駐車場)

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)
- 町田市立公園条例第11条第3項 (指定管理者の指定等)



指定管理対象施設 位置図

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 中村	電話	724-4399
------	-----------------------------	----	----------



この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は305円です（職員人件費を含みます）。